

第 7 回 松田町自治基本条例（仮称）審議会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 12 月 21 日（水）10:00～12:00
2. 場 所 町役場 4 階 大会議室
3. 出席者 委 員：別紙「委員等名簿」のとおり（吉田委員、秋田谷委員欠席）
事務局：政策推進課（吉田課長、重野主査、出口主任主事）
4. 配付資料
 - ・ 次第
 - ・ 出席者名簿 (資料 1)
 - ・ 第 6 回審議会議事録 (資料 2)
 - ・ 第 6 回審議会レビュー (資料 3)
 - ・ 松田町自治基本条例（仮称）前文たたき台の修正について (資料 4)
 - ・ 住民投票制度（個別設置型・常設型）について (資料 5)
 - ・ パブリックコメント制度について (資料 6)
 - ・ 松田町自治基本条例（仮称）条項検討イメージ (資料 7)
 - ・ 松田町自治基本条例（仮称）の条文に盛り込むべき必要事項（項目）について (資料 8)

【概要】 司会進行（吉田課長）

1. 開 会

2. 議 事

1 第 6 回審議会レビュー

【事務局】

資料 3 の第 6 回審議会のレビューをご覧ください。大きく 4 項目ございます。

まず、前回の中心的な議論でありました前文に関する事項です。1 段落目の富士山に関わる標記について、山脈関係という形での記載となりました。また、2 番目の「わたしたち」の記載について、丁寧な言葉・表現ということで平仮名表記にさせていただいたところがございます。さらに、「おもてなしの心」という表現が唐突的であるという意見もありましたが、第 3 段落で記載することとしました。

問題点の列記の部分では、価値観の多様化という形で事務局から提案をさせていただきましたが、条文の中には含めないで、逐条解説で記載していくことで「前文」とは区別させて頂いたということがございます。最後は、非常に議論がありました「協働」という言葉に関して、それぞれの立場で色々な解釈があることを踏まえ、引き続き検討事項としております。

2 項目は、パブリックコメント制度についてです。現状、当町には規定がありませんが、自治基本条例を既に定めている団体では、条例の中にパブリックコメントの規定を設けていることが多いという話をさせていただきました。本審議会でも、パブリックコメントの項目を盛り込んでいくことは、皆さまの総意ではないかと考えているところがございます。

また、住民投票制度についても、常設型、非常設型があるという説明を差し上げました。その中で、委員より「常設型の事例を調査頂きたい」という要望がございましたので、本日の資料に常設型の条文を提示しております。

その他としまして、「前文をまとめる作業を行う」ということが第6回審議会から、本日の第7回審議会に続く問題として挙げられます。

また、第6回から第7回審議会の間、各委員に意見聴取をさせていただきました。前文が固まった後、条項条文を検討していく際に、盛り込むべき事項に関して意見を求めたものです。その意見聴取結果も、本日の資料とさせて頂いたところでもあります。

【会長】

ありがとうございました。続いて、次第の2-2、松田町自治基本条例（仮称）の前文に移ります。皆様も、前回の内容についてはご理解いただいているものとは思いますが、改めて、事務局から説明を求めた上で、意見交換出来ればと思います。

【事務局】

資料4をご覧ください。松田町自治基本条例（仮称）前文たたき台の修正について、前回の議論を踏まえ、決まった部分と、決まってない部分を一覧にしました。なお、当該資料を事前送付したところ、数名の委員より意見を頂戴しました。

まず、第1段落右欄の意見中の矢印で、「富士山の丹沢山系を源にする」という意見がありました。事務局の認識では、第1段落については、前回ほぼコンクリートされたと認識しておりましたが、委員からこういったご意見を頂戴しているところがございます。

また、第2段落の「協働」がペンディング事項ではありますが、こういった内容でどうかという形で一旦、お話しを頂戴しているところがございます。

そして、第3段落でも「協働」という言葉を併用しており、この部分についても委員からご意見を頂いているところがございます。

第3段落末尾についても、この様な形で適切かどうかというご意見を頂戴しています。

【会長】

ありがとうございました。第1段落について、ご意見を頂戴した委員より説明をお願いします。

【委員】

酒匂川は、丹沢山系だけではなく、富士山からも半分ではないかとの話があった。その際、大したことではないとしたのだが、ウィキペディアで「酒匂川」を引いてみたら、「富士山と丹沢山系を源流にする」と書いてあった。考えてみると、酒匂川から丹沢山系だけで、この辺の人は丹沢山系しか頭にないけれども、やはり考えなければいけないのではないのか。それから、町を発展させ、松田町の住民を増やすためには雇用を増やしていかなければならない。ところが、小山町が雇用とともに企業がどんどん増えてきている。それは絶対数の働き手がない。やはり、松田町は神奈川県北の玄関口ですから、小山町の方で働き、松田町に住んでいる、高校生も御殿場に通学している人もいます。やはり、そう思って考えると入れておいた方がよいとおもって、せっかく決まったけれども、ぜひ富士山は入れていただきたいと思い、書きました。

【会長】

ありがとうございました。ただ、委員の趣旨は理解できるとしても、例えば、1行目のところに「富士山を望み」という記載があることから、新たに「富士山」という表現を加えると、「富士山」が何度も出てきてしまうことになり、また全体を見直さないといけない状況になってしまう。議論を後ろには戻したくないので、できれば、逐条解説を作る際に、その中に入れさせていただければと思うのですが、如何でしょうか。

【委員】

審議会が始まったときに、既に決まったことでも、後でだんだんやっていくうちに必ずもとに戻ったりすることもあると話をして、皆さまも了解していると思うのですが。

【会長】

確かに、原則としてはあり得ると思うのですが、前文のことについては何回も議論してきており、しかも第1段落については、ほぼ皆さまが前回（第6回）でご了解いただいたものと私は理解しているのですが、如何でしょうか。

再度議論となると、別の箇所の調整も必要になってくると思います。限られた時間の中で、本日は「協働」のことについて、メインに議論したいと思っております。

仮に、第一段落の部分を、「富士山と丹沢山系」というような形にすると、1行目と2行目との整合性のところで、再度議論していかなければならなくなってしまうと思います。

【委員】

議論をする必要はないです。要するに、インターネットで「酒匂川」と検索したら出てきた。もう1つの方には富士山も丹沢山系も入ってない、富士山を源流とする。そのくらいですか。

【副会長】

委員の言われることも分かりましたが、私はその前に「富士山を望み」という、富士山の水系というのは学問的にはともかく、一般的には静岡から向こうに行っている。

実際には富士フィルムもそうじゃないかといわれていますが、私たちが先代から聞いているのは酒匂川水系の水が、正確的に言いますと、小山から流れてくる川が富士山から流れてきている。

やはり文言かなにかできた場合には、前文に「富士山を望み」という言葉が入っているので、読みようによっては富士山を望み、改めて丹沢水系というのをやると二重になってしまうような感じがする。

富士山は富士山として広大な地域の水系で、富士川・富士宮の方からきているわけです。ですが文章的には「丹沢山系を源とする」というふうにしたほうが文言的にいいのではないかと。この地域に生まれた者として、じっくりくるような感じです。

富士山というと広大な面積と水脈を有することを入れるのが間違いじゃないと思いますが、松田町とすれば一番水道の水にしる何にしる、酒匂川水系は丹沢の水であるといっています。

私はそちらの方に軸足を置いたほうがいいのではないかと感じており、文面はこのままでいいのではないかと感じています。

【会長】

委員のご意見というのは、2行目のところの丹沢山系の前に富士山と丹沢山系を見守っていくという、富士山という言葉を入れたほうがいい、それが正確な捉え方であるというご意見ですか。

【委員】

南足柄と山北と小山の線を結ぶという議員連盟ができていたのです。その辺を考えると、やっぱり入れておかないといけないのではないかと。松田も入ってもおかしくないと思っております、やっぱり松田町の意味として、そういうものも持つべきなのではないかと、そういう気持ちがあった。

【委員】

文面を読んだ際、富士山をダブらせるのはおかしい。原文のままでいいと思う。

【委員】

委員の言われることはごもっともなのですが、調べてみると、色々なものが出てきます。そのような中で、富士山の文章を読んでいただくと、その枠の中に含まれていくのかなと。

ある程度、個人が想像をして、文章を解釈していくということもできるので、ダブるよりもそのままの方が私もいいと思います。

【会長】

他にありますか。先ほど委員から一番正確な表現がいいだろうということでご提案しているとは

思うのですけども、本当に申し訳ないのですが、前回もこの部分については、かなり議論を重ねたつもりでおります。先ほども言いましたように、一部の表現については逐条解説ができるものですから、そこで細かく調べていただいて、ということでご了解いただけないかと思うのですが、如何でしょうか。

【委員】

自治基本条例をつくることは、これからの松田町がどうあるべきかを考える重要なことであり、そのために取り組んでおります。酒匂川がどうであるというのではなくて、それを考える場合に、将来、噴火などの問題が考えられるので、当然、小山町と協力して一度話し合わなければならない。そういうことも考えて、やっぱり酒匂川にも富士山からきているという、それこそが意識の中にあつた方がよいと考える。

【会長】

委員のご意見は、できれば逐条解説を作るときに検討させていただくことにさせていただければと思いますので、議事録に残しておいていただければと思います。

では、前回からの議論になっている箇所、第2段落のちょうど、このページで言えば一番下のところになるのですけども、まちづくりの主体であることを認識し、住民・議会・行政が「ひとつ」なのか、「連携」なのか「協働」、あるいは「力を合わせて」なのか、それから、さらに前回新しい概念として共に働くという「共働」ですけれども、こういうものが委員の皆さまから出されております。

それぞれについて、右側の蘭にご意見がありますけれども、事務局の方で説明を願います。

【事務局】

備考欄に記載があるように、4人の委員からご提案をいただいております。今は事務局より5つを仮置きしております。それに対して、これでよいというものを1つ選んでいただいた中、さらに違う表現でご提案をいただいたところが第2段落の主な委員からのご意見になります。

【会長】

ありがとうございます。前回に大体、「ひとつ」「連携」「協働」「力を合わせて」「共働」なのかということ議論をしてきたわけですが、その後、4人の委員から意見をもらっております。できれば本日、決めておきたいので、どういう形にするのか、皆さまの意見をお聞かせいただければと思います。

【委員】

確かに言いたいことは分かるのですが、地方自治法の考え方というか概念というか、概念そのものに疑問をもって、「協働」という言葉をあまり使わないで「共に取り組む」という言葉がいいのかなという気もする。ただ、「共に取り組む」という言葉はパツとしたキャッチフレーズにはなりにくい。

結局、言葉として分かりやすいけれども、「共働」とは何かとなると共に働く、言葉の字面からとおりですけれども、分かりやすい言葉づかいに条文ですから、その後でどういう形で協働という形で自治基本条例の最大の目的は、一人一人がいかに夢に向かって、力を発揮していくことが大前提ですから、まず、そうした意識を創るためには、そういう一人ひとりの力が非常に大事である。自治基本条例をなぜ作るのかというのは、町民一人ひとり、町長とか、議会とか、職員とかのそれぞれの立場があるのですが、これからの一人ひとりの町民が、それぞれが考えて、行動してまちづくりを進めていくことが大事だということになりますと、まず、第一に町民の一人ひとりが「みんなで頑張っていこう」というような行動が大事だということを示しているのが自治基本条例であると思われる。そのときに協働という言葉を使うと、何となく分かったような感じになる。一番大事

な働く人達が町民一人ひとりに対して協働になると、すごく違和感がある。例えば、町の行政と町民が協働するとは何だろうか。

ですから町民の一人ひとりが、考えて行動していただければいいのに、色々取り組んでいくことが今後にもわかりやすいと思われる。すごく平易な言葉で「一緒にやっに行こうじゃないか」という表現の方がよいかと思われる。これとこれから進めていくために、何をしていくのかというのは、知恵を絞ればいいわけで、分かりやすい平易な言葉の方がずっと入ってくる。

私はこういう言葉の方が理解していただけるのではないかと考えているのですけれども、これも私はこれの入っていない立場のお話しとしては、あまり意識しない訳ですが、住民も議会、行政のそれぞれの中で協力していくことができないのではないかと捉えている。

【会長】

ありがとうございました、他にいかがでしょうか？第2段落と第3段落の方の「協働」という言葉が出てきていますけれども、第2段落のところについては、「協働」という言葉を使わなくてもいいのではないかというご意見あります。ですから、委員からは「共に取り組み」という表現もよいのではないかというご意見なのですけれども他にどうでしょうか。

【委員】

私が「共に取り組み」という言葉としたのは、「協働する」という言葉を調べたら類語に価すると書かれていたもので、その時に「協働」という言葉は委員からもご提案のありました「連携」という言葉もやはり協働という意味合いを持つことであったので、自分自身が審議会に出席させていただいて、まず原点に戻った時に町民の皆さまに分かりやすい言葉で前文を作るという、1つの妥協案として「協働」という言葉にするならば類語である「共に取り組み」という言葉を事務局の方にご提案させていただきます。

【会長】

ありがとうございました。他の皆さまはいかがでしょうか、「共に取り組み」という言葉でどうかと思うのですが。そうしましたら、概ね皆さまの賛同が得られたようですので、この部分につきましては「住民、議会、行政が共に取り組み、これからのまちづくりをみんなで考え、みんなで作り上げていくことが必要です」ということにさせていただきます。

【委員】

1つ聞いてもよろしいでしょうか。「住民、議会、行政が…」ですが、句読点と中黒点では意味はだいぶ変わってしまいますか。何かずっと句読点なので、中黒点で意味合いが硬くなってしまったりとか、1つ1つが独立してしまうような感じになってしまうのか、句読点の方がいいのか、どうなのかと思って。

【副会長】

私は当初であつたら「住民・議会・行政」でよいかと思っていたのですが、「共に取り組み」となるのであれば、句読点とした方がよいのかな。つまり、ここにいる人の感覚でなくて、これを公表した時に皆さまにどういう感覚で読まれるのかと。

【委員】

下段の中黒点にすると、ちょっと独立したような感じがするの、句読点の方がいいのか、その他によいのがあるのか、何かせつかくそのところで「共に取り組み」という言葉が出てきたからなんかそこで、よい表現があれば。

【会長】

それでは、とりあえず句読点という形にしたいと思います。

次に第3段落のところ焦点になるのですけれども、まさにここで「みんなで協働のまちづくり

を進めていきます」ということで、その「協働のまちづくり」というのが、これまで松田町の中でも使われてきた言葉ということでストンと落ちるということだったですけれども、そうでなくて、協働という言葉の持っている中身が人によって捉えられ方が千差万別であって、なかなか協働という言葉を使ってしまうと、意味が逆に分からなくなってしまう可能性があるのです、もう少しその当たりを変えてみたらどうかというのが前回までの議論の流れだったと思うのですが、そうなった時のどのような文言に変えたらどうなのかということなのですけれども。

【委員】

記載のとおりですが、イメージ的に先ほどの2段落の方で概要というか、読み進めていって、何となくこういうことなのだなというのを文章語で説明してきて、それで第3段落になるので、ここで協働という言葉を使ってもすんなり読めて、また協働という言葉の定義を入れていただければいいのかなと思ったのですけれども。

【会長】

ありがとうございます。いかがでしょうか、ご意見がありますので、ぜひほかのところは皆さんで意見交換ができるのかなと思います。

【委員】

「協働のまちづくり」とは何なのか。平易な表現として「みんなで力をあわせたまちづくり…」がよいのではないかと考える。

【委員】

前からこの「協働」という言葉の意味が分からなかった。町の条例なので、母親や子供たちがこの条例を読んで、みんなで頑張っていかなければいけない、まちづくりに関わっていかなければいけないということもあるのですが、そのときに読んで意味が分からなかったら、そこでもう違和感を覚え、まちづくりに参加して一緒に頑張ろうと思わなくなってしまうのではないかと。

条例を読んで、まちづくりに参加して一緒に頑張っていこうと思ってもらえたらすごくいい条例になるのではないかと。よって、分かりやすい表現として、「みんなで力を合わせてまちづくり」のような小学生でもわかるような言葉が。私は「力を合わせて～」がこの中ではいいなと思う。難しい言葉が分からないだけで、選んでしまっているのですが、私はそういう風を感じています。

【委員】

「力を合わせて」や、「協働」などは前回も話しあったのですが、その前に次世代を担う子どもたちを育み、将来に向かって知恵を出して力を出し合って、そこでまだ協働しなきゃいけないのかというように、あまりにも重たすぎるのではないかと。

私は、ここで知恵を出して、力を出し合っているのだから「みんなでまちづくりを進めていきます」という表現でいいのではないかと考える。

反対に、あまりにもぎゅうぎゅう詰めに羅列してしまうと堅い印象になってしまい、かえって分かりにくくなっているのかなって思いました。

【委員】

前のページを見ていただきたいのですが、百科事典でこう書いてあります。「協働とは日本の地方自治の分野で不可欠なものとして唱えられている概念の一つであること」で、やはり地方自治では、協働は中心な言葉であり、それが松田町では分かりにくいってことは、そうかもしれないけれども、それでは松田町はそんな委員が作ったのかと言われかねない。

例えば、松田で一番有名だといえば河津桜です。その河津桜を考えたときに、「連携」ではなく、やはり「協働」という言葉が一番合っている。

確かに、「協働」という言葉の意味が分からないということもあるかもしれないが、おそらく条

文の中に「協働」という条文が作られると思うのですが、「協働」という言葉で揉めること自体がおかしい。

【副会長】

委員の言われる「協働」の器の大きさが必要となってくる。これからは「条例条文はこれです！」というのではなく器の大きいところも必要になってくる。

僕が以前に雑談の時に片方は変えて片方は協働を入れないといけないと。やはり器の大きいところ、これもそうだよあれもそうだよと後で説明できるようにしておかないと、これは丸だけどこれはちょっと違いますねっていうのはちょっと考えちゃうかなと。

ですから、私は先ほど委員が言われた「力を合わせて」と文言に対して「協働」という言葉が器の大きなところで全部を包括しているというふうにして、必要なかなという気持ちも持っていません。

【委員】

条例ですから、それとそれらの考え方の差という、違うこともあるようだ。

協働は、日本の地方自治の分野として不可欠なものとして唱えられている1つの概念である確定したものではない。それともう一つは直接の町民と言っているものではないですが、一番協力しないといけないのは町民であり、その町民の方向性を決めるというときに、今まで縛りがなかったので、それぞれが色々な議案に対してまちづくりに向かって基本的な方向性を示したときに、町民がそれぞれ何をしなきゃならんのかということを広げ過ぎてしまうと読む人によって、これは常に変化することから、その時に必要性があれば変えていったらよいのである。最初的时候に、まず分かりやすい言葉で示していくべきである。

【会長】

他はどうでしょうか。「協働」については、皆様の方でもこういうイメージではないかと思っていらっしゃるのではないかと思います。

そのことをそれぞれの立場の中でもう少しわかりやすく、他の言葉に言い換えてみてはどうだろうかということ、これまで議論されてきているのではないかと思います、向かう先というのでしょうか、そのところは多分皆さま一緒ではないかと思うのです。

その表現方法がやっぱり「協働」という言葉を使うべきだというふうにお考えの委員もおられれば、もう少し違う言い方に変えてもいいのではないかとお考えの方もいらっしゃると思うのです。

ただ、あえてこれは第2段落のところに書いてありますように、住民、議会、行政が共に取り組むのがまちづくりなのだという、その掛詞をどういう言葉で言い表せるのかとなったときに、おそらく行政が使ってきている「協働」という概念がたぶんそういうことなのじゃないかなと思うのです。

キャッチフレーズとして「協働」という言葉は、非常にうまく言い当てているのではないかとは思いますが、もう少しわかりやすい言葉で表現すると「ひとつ」なのか、「連携」なのか、「力を合わせて」なのか、共に働く「共働」なのかというふうなことで、それぞれ言葉の使い方のところで意見が出されているのかと思う。ただ、みなさんの仰っているところは、ほとんど同じでないかと思うのですけれども。

【副会長】

今まで出た言葉は全て使われてきた言葉です。平成の十何年くらいから使われはじめて、「それは何ですか」と聞くと、漠然としており、明確な答えは出てこないのです。これも共働だなどしているが、一番わかりやすいならば、「力を合わせ」というのがいいのかなと思うこともあり、共働というのは「力を合わせる」で合っているのかと。そう捉えてみても、ちょっと違うのかとい

う感じがあるので、条例を読んでいると「協働」という言葉がよく出てくる。だから、何の抵抗もなく読んでおり、自分の中で協働の概念を持っている。

この文章の条例に対してはこういう協働だなというものはあるのですが、これを最初の第一歩の未来の子どもたちに置き土産で優しい言葉で、誰にでも分かるような条例条文にしようとするとう無理になってしまう。

【会長】

「協働」については、地域の抱えている色々な課題をその地域を担っている方々がみんなで力を合わせ、課題解決に向かっていくという形だということを前回申し上げたのですが、最近、「協働」という概念が違ってきている。

私も静岡県の協働の推進のための指針を作って、この4月に明らかにしたのですが、その中で今までと違ってきているのは企業なのです。今までは行政の皆さまと、それからNPO法人や市民環境団体の皆さまと連携して、色々な課題解決に向かうという形なのですけれども。

今はそれだけではなくて、NPO法人そのものも社会的に企業で利益を追求して、その中で地域的な課題も解決するという両方を考え出すというところも入ってきていますし、それから純粋な民間企業も利益を求める民間企業も入ってきて一緒に力を合わせて解決していこうというような時代になってきていて、従来から松田町で使われているのかは分かりませんが、その頃からもっと柔軟になってきている。ですから、その時々に応じて協働というものの捉えられ方が大きく変わってきているのじゃないかというのが今の私の率直な感想なのです。

この先、この「協働」という言葉を残したときに、どうなってくるのかというのが私も予測が立たないですが、ただ、求めているのは行政の方も、行政の力だけでは無理だということは間違いなかなと思います。ですから地域を支えている皆さまと一緒に、ひとつとなって問題解決に向かって行かないとおそらく地域はよくなるのは、明らかだと思います。そういうことで第3段落、「協働」という言葉を盛り込むかどうか。とりわけ、前文というのは、あまり具体的な文言ではなくて、むしろ理念的な自治基本条例そのものが理念条例だって言われているのもありますけれども、そのさらに理念的なところはではないかと感じてはいるのだけれども。そうなったときにどういう表現がよいのかということなのですけれども。

ここで「力を合わせて…」という表現について、委員のお考えを聞かせて頂いていいですか。

【委員】

なぜ、「力を合わせて…」という言葉を選んだかというのは、やはり「力を合わせて」というのは協働の類語に価するというので、第2段落で「共に取り組み」というソフトなイメージから前文をつなげていきますと、やはり「力を合わせて」という言葉の方が、町民の皆さまに分かりやすいのではないかと思いますので、これを提案させていただきました。

【委員】

こだわっている訳ではないですが、「協働」という言葉を使いたいのかなという前提のもとで使うんだぐらいの感じだったのですけれども平易にすることは大前提だと思うので、使わないなら使わないで、アンダーラインのところを取ってしまって「みんなでまちづくりを進めていきます」でもいいのかなというように思いましたし…。

【会長】

それでは3つに絞りましょうか。「みんなで協働のまちづくりを進めていきます」「みんなで力を合わせてまちづくりを進めていきます」「みんなでまちづくりを進めていきます」の3つの案で絞って議論したいと思うのですが、如何でしょうか。

【委員】

「協働」というときには、そこには単に「協働」という言葉だけじゃなくて、今までの住民運動の概念、代々伝わってきた一種の哲学が入っているのです。

その言葉をなんで拒否するのだと思うわけです。例えば、まちづくりというのは何で「まち」は漢字で書かないか、実は昔は漢字であったが、それが長い間の住民運動の結果、市民がきても市づくりと言わず「まちづくり」と全部自然に「まちづくり」となっていた。

そこには行政だけではできない、みんなでやらないといけないのだというまちづくりの言葉の中に町民主権だとか、色々なことが含まれたもので、これまでの流れからの哲学であると思い、それを取るということは、分かりやすいなら分かりやすいほうがいいけど、どうなのでしょう。

おそらく皆さまの要綱の協働という言葉調べればこんなものではなかった。これはやっぱり住民運動の高まりと共に、結局、協働の概念が出来上がってきたのです。その精神が非常に大事である。

その精神をあえて否定しているところに私は疑問を感じる。

【副会長】

この「協働」という言葉が日進月歩であったのです。私の記憶が間違いなければ、国が行っていたことをNPOがやり始めている。だから、人道的なこと。

そのとき何かがあって、大問題になってそのときに全部一緒になった、それから色々なことを入れてきてNPOが入ってきて、それまでは自治会だともあったのですが全部関係なく行政です。それに対して今度は企業も入ってきて、徐々に協働に対する概念が大きくなって、私も何度も言っている前文だから入れて欲しいと言っているのです。

前文だから協働というを入れて欲しいかなと、協働、協働、協働と書きちゃいけないです。ただ、そういう気持ちもあるのです。僕の記憶が間違いなければ最初にNPO等は行政から相手にされていなかった。それが度々行政の隙間をNPOが埋め始めて、それでなんとなくそういう言葉ができたのです。

それが平成10年か、その後くらいで、その後市町村合併だの、何だのできてそういうことが定着していったのです。

私はそういう風な意味合いで、これは協働がちょうどいいのですよというのじゃなくて、もっと大きな器じゃないのかなと感じているのです。

【会長】

「協働」という言葉そのものが日本全体に広まり始めたというのは前回もお話ししましたように、80年代の後半に横浜市が指針を作って、それが一つ大きなきっかけになったと私は理解しております。

これは当時の状況からいうと色々な継続的な課題解決に向けての市民活動というのが法人だと思ってなかったのが非常に活動が不安定であったりしていたわけですが、そういったものが恒久的にあるいは恒常的に活動が補償されるようなという、そのような制度はないだろうかということで、これは諸外国の制度を日本の活動家たちが学んだ中でNPOという制度があるのだということを生涯実験で知ってそういうものを日本でも作っていこうということで始まっていくわけです。

そのきっかけが95年の阪神淡路大震災になってくるのですけども、阪神淡路大震災ではようするにああいう被害が起こっても周辺の自治体が十分に危機管理できていなかったとき、人命救助、人命の支援に最初に動き出したのがボランティア系の団体だったわけで、その団体を行政機関は十分に捌ききれなかった。それを実は捌いたのが市民活動団体だったということもあったことから、もう一度日本で法人格を与えるような活動をさせてみたらどうか、ということで始まっていったのですけども、ちょうど始まったときに、もう亡くなりましたけど加藤紘一さんっていう自民党の代

議員がリーダーになって法案をまとめあげたのですけども、実はこれは日本で稀に見る議員立法として可決して、89年3月くらいに法案がまとまってそして89年12月から法律が動き出した。

そのときに新しく参入してくる市民活動団体、あるいはその場合NPO法人になってくるのですけども、法人格をもたない市民団体やNPO法人と行政はどのように付き合っていくかとなったとき、付き合い方のルールを持ったほうがいいのじゃないということで、横浜市が協働の指針というものを作った。それが非常に他の自治体にもうまく受け入れられちゃったという風に私は理解しております。

今は当時から比べると数段、そこに参入してくる人たちが変化していますのでだいぶ変わっているかとは思いますが、ただ行政だけでなく行政以外の皆さまがこの地域のまちづくりに関わっていくのかという形として協働という言葉が使われたのですけども、ただその流れと言いますか原型をたどれば委員の仰ったことも日本の歴史のなかにはあると思うのですけども、それがストレートに協働と向かっていくかというとは私はそうではないのではないかという気はします。

ですからその協働という言葉が使われ出してきた経緯、背景を理解した上で決めていただければいいかと思うのですけども。

もし出なければ、両論併記でいくしかないかなと。無責任な言い方ですけども、最終的に事務局に預けてやるかとも考えられますが、それは困りますか。ここで審議してまとまらない場合は両論併記という考え方もあるので適宜に。あとは皆さまの方で議論していただいて、3つあるわけですけどもその中で決めていただければと思います。

【委員】

私は、先ほど全部取ってしまって言ったのですけども、入れるとすれば「力を合わせて…」、全部取るのは忍びないというのであれば「力を合わせて…」を入れると皆さまとの知恵と力との話し合いで、さらに力を民様に合わせてまちづくりをするというように表現できるのかと。

【会長】

ありがとうございます。委員がこだわる気持ちも理解しております。ただ、その文言が前文にマッチするかどうかという観点で考えていただけるといいかと思うのですが、そのようでも委員は、まだ残したほうがいいのかというお考えでしょうか。委員の思いを活かせたり、残せたりするとすればどういうやり方かなと。何かお考えやご意見ありましたら伺いますが。

【副会長】

各条文である程度の規定をやったのは、前文は前文でそのままやるよりも前文は前文で独立させた方がよいのではないのでしょうか。細かいことは条文で示していくことも可能である。

【会長】

ただ、条文の中身については、本日は難しいと思う。例えば、委員の思いを汲んで協働とういう言葉を条文の中に入れて、これまで松田町が考えてきた「協働」というのを定義しておくということであれば、条文の中に入れることは可能かなと思います。

【委員】

「協働」という言葉を否定しているわけではなくて考え方がわからなかったのです。それで、その文章を読んだときに分からないと思っただけで否定しているわけではない。例えば、小田原市の基本条例では先程言われた定義で協働の意味が書いてあります。こういうのを見ればわかりますし、言葉を使うとしたら私だったらこっちなって。意味を付け加えていただけるのなら…。

【会長】

例えば、「協働」という言葉がある程度こういうものなのだっていう定義的なものつけ置き、これを条例の中に使うっていうことも出てくるかもしれないのですが、それはやめたほうがいいで

すか。どうでしょうか。委員はお考え変わりませんか。

【委員】

小田原市、南足柄市、大井町、山北町、開成町は全部「協働」という言葉を条文の中にいれています。もう、そのくらい定着しているもので、地方自治のまちづくりの基本的な概念として、若い委員たちから出されてきており、その真似をする必要はないわけです。

協働の立場を尊重し、役割を分担し、力を存分に出し合ってお互いに協力し合うことをいうと、というような定義がされています。そういうようなことを定義に入れてもいいし、条文の中に入れてもいい、条文の中に表記しているところがほとんどである。

【会長】

委員のご意見としては、例えば、前文の中で協働という言葉を使い換えるということは、お考えいかがでしょうか。

【委員】

それはいいのですが、相応しい言葉はなんでしょうか。

【会長】

それで、皆さまで議論してきた中で「力を合わせて…」がいいのではないかというご意見が多かったのですが、それでは足りないというお考えでしょうか。「協働」というものについての捉え方、受け止め方というのが皆さまそれぞれ違うのかなと思うのです。

とりあえず、協働の盛り込み方については、委員の皆さまの全員が一致とはいかなかったもので、それは今後も、例えば審議会としての方針をつくるときの検討課題とさせていただいて、とりあえず前文の表現については「協働」という言葉を使うよりも「力を合わせて」のほうがわかりやすいし、前文としての性格を表せるのではないかという意見が多そうなので、今日は「みんなで力を合わせてまちづくりを進めていきます」ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

【全員】

はい。

【会長】

では、前文については「みんなで力を合わせてまちづくりを進めていきます。」ということにさせていただきます。もちろん、今後も「協働」についての議論をしていかなければいけないと思いますが、前文については、今日を持って一応審議会の結論とさせていただきます。よろしく願います。

【事務局】

委員から最後の末尾をシンプルにしたかどうかというようなお話を頂いております。委員から第3段落の後段の方ですけれども、その辺をこう変えたらどうでしょうかというご意見を頂戴しています。先ほどご発言がございましたのが、委員から第3段落になりますけれども「町民憲章が掲げるに続く句読点がありますが、句読点は必要なのかなんなのかというようなところになります。その2点の確認をお願いしたい。

【会長】

2行目の句読点のところですが、どうでしょうか。

【委員】

このままでいいと思います。町民憲章は5つの目指す目標として掲げているので、1つ目は「うるおいのあるまち」2つ目は「文化の香り高いまち」3つ目は「平和に満ちた心のかよいあうまち」というふうになっていますので、このままでよいと思います。

【会長】

最後のところですけども「この松田町自治基本条例（仮称）を制定します」を、「この条例を制定します」にしたかどうかということですが。

【委員】

「そのため」という接続詞の種類がちょっとあれかなと思っただけなんですけど。「そのため」という言葉使うと流れるに私的な文章の好みとして違和感があるから。皆さまが普通と言うのであれば全然問題ないんですけども「そのために」とかの方が上とつながるのかなと。

それを変えると下の流れの条例をというのももっとシンプルな感じにできるのかなということ、で、「そのため」という言葉はどうかと気になっただけです。

【会長】

この表現方法については、色々な表現があると思うんですけどどうでしょうか。

あるいは「そのためにこの最高規範としてこの条例を制定します」でいいのかあるいは…。

松田町のまちづくりの最高規範として松田町自治基本条例を制定しますと言うと「松田町」っていうのがちょっと多くなるのかなと。文章としては重複になりますので、同じセンテンスの中に松田町が二つ入ってくると。

【委員】

「そのため」という言葉にも違和感があるので、それ以降の言葉は多少重たくても。

【委員】

私は「そのため」というのがいいのではないかと感じています。ただこの最高規範っていう規範っていうのが決まり事とか、頑張らなければいけないという意味だと思うのです。

ですから、この最高規範という言葉は必要だと思いますし、その後の自治基本条例（仮称）を制定しますというのも重い気がしますけど、やはり示さなければいけない言葉なのかなと。

【会長】

それでは、このままで決めたいと思います、よろしくお願いします。では、前文については以上とさせていただきます、パブリックコメントのほうご紹介させていただいてよろしいでしょうか。

2 パブリックコメント制度について

【事務局】

前回の審議会ではパブリックコメントの概要としてお話しをさしあげました。松田町については当該の条例だったり要綱だったりが無いというお話をさしあげまして、意見を色々な方から求めるというものは必要ではないかというようなことが審議会としてのご意見だったと思います。

まず、近隣の団体ですとパブリックコメントで意見を求めているのかということをお前の追加で説明させていただきたいということが資料6の概要でございます。

自治基本条例の中にパブリックコメントを準ずるような記載があるところ、またそれは無くとも町の内規等の基で、そういった制度を担保しているようなところがほぼ全部にあったところがございます。

そして、この資料をご提示したところ委員からご意見を頂戴しました。町の意見聴取する手段としては必要ではなかろうかという意見を頂戴しております。しかしながら重要な計画というのを決めるのは誰かといった問題提起をいただいているところがございます。資料6としては以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。各論的なところに入ってくるのですが、自治基本条例というのは、町の町政運営の基本的方針を示したものと考えたときにパブリックコメントに関しての情報を盛り

込むべきかどうかという判断だったのですけども。

松田町には基本的にパブコメに関しての条例や規則は一切ない状況の中で、そのあたりは町政運営の基本方針を示すというのが自治基本条例に盛り込んでよいのではないのかということなのですが、何かこれについて意見がございますか。

基本的に意見を聞くというのを先ほど委員が仰ったのですが、最高規範の中に入れておけば具体的な手続きについては、また別のところで定めるということになると思うのですが、それがパブコメに関する条例なのか、規則なのか、それはもう町の判断だと思うのですけども。

とりあえず条項を最高規範のある中に放り込むということに関してはご理解をいただける、ご理解いただけるということによろしいでしょうか。

3 住民投票制度について

【事務局】

次に住民投票制度の資料5をご覧ください。制度の概要については前回ご説明致しました。その際に、個別設置型と常設型があるとお話を差し上げたところ、議題の個別設置型と常設型の状況を示してもらいたいとお話がございました。一枚おめくり頂きますと、県内の小田原市及び大和市ということで個別設置型及び常設型の条文を示しております。

「個別設置型」及び「常設型」の各制度のメリット・デメリットが1枚目に記載されており、「個別設置型」であると提案が出されない限り出来ない。「常設型」ですと既に整備されているので迅速に実施可能であると点があります。本資料にも委員より意見を頂戴し、内容としては、「常設型」が望ましいのではないかというご意見であります。

【会長】

ありがとうございます。取り敢えず「住民投票制度」の資料に関して、皆様からご質問がありましたら、お伺いした中で、意見交換出来ればと思います。

【委員】

大和市の場合には別途に条例等はあるのでしょうか。

【事務局】

存在します。

【会長】

自治基本条例が最高規範なので憲法と同じ構成になっていて、細かいことは憲法の場合は法律をつくるということになっています。自治基本条例の場合も、条例に委ねることになるかと思っています。

【委員】

大きな自治体は常設型が良いと思うのですが、常設型を作ってしまうと、いつでもできしてしまうという形になると思うのです。良いことであれ、悪いことであれ、変な話、投票にかかる費用など皆さまの税金等にも関わってくる。私としては、常設型よりも「何かあったときに、皆さまで話し合っってやるべきかやらないべきか」というのを日向でやったほうが良いと思います。

【会長】

「住民投票制度」を自治基本条例の中に入れるために、一つの情報として入れなくていいということ。他になにかありますか。

【副会長】

これは入れないといけない。

【会長】

ありがとうございました、他にどうでしょうか。

【副会長】

皆様のご意見を言ったらまるくなっています。満場一致で。ただ、ここでやるのは議会の権能を宣言するような条例は一切つくってはいけない、議会は議会で独立しているので。それをよく知らない、とんでもない条例になる。

【会長】

ちょっと誤解があったと思いますが、今のところ住民投票の結果は、あくまでも努力義務となっているので、それ自体は拘束力を持っておりません。あくまでも住民投票は「諮問型」と我々と呼んでいますが、住民の皆様がどのような意見をお持ちになっているのかということ集めていく。それで最終的に、町長も議会の皆様も住民の皆様の意向を尊重していかなければいけない。そういうことで使っているということでもあります。

【副会長】

思ったのは市町村合併なのです。市町村合併をやって、最後には住民の意見を聞こうよということで一斉に変わってきたはずですから。最近、自治体の財政状況も厳しくなっていますので、施設の新設等の問題のときにどうすればよいのかということなのですが、先程、委員が仰ったのですが、どうもなんか住民がおかしいんじゃないか、そういうときになにかものが言えると、あるいは住民の意見が示せるというような機会が必要だということでは住民投票にしたがって誠実な行うことにあります。ですから、住民自治というのを保証する観点で言えば、こういう投票制度は町の最高規範入れておくというのは決して間違いではないです。

【委員】

発議数が3分の1なので、この要求が住民から出るというのは殆ど有り得ない。また、投票率が50%に満たない場合は開票しない。現実には一番使いたいのは町長なのではないか。

【会長】

町長としてもご自身がやろうとしたことに民意が割れていると、言ったときに判が出しづらいといった場合に当然訴えられるという手段は取っておいたほうが良いと思います。ですので、そんなに起こらないだろうとは思いますが、将来的に何か起こる可能性があるもので、そういったものを保証としておいておくということなのではございますけれども。取り敢えず「住民投票制度」については以上としまして、ただ、個別・常設のどちらが良いのかは、また継続の議論にしたいと思います。

それでは、今日は時間となりましたので終わりにしたいと思いますけれども、私自身も円滑に議論を進められなくて今日全部をやる事が出来ませんでした。申し訳ございませんでした。一応年内の審議会は以上ということですが、来年、第8回目審議会が1月に予定されていますので、何卒ご出席頂き更に議論を進めていければと思いますので宜しくお願いします。

3. その他

【事務局】

次回の審議会の日程： 1月19日（木）午前10：00～

4. 閉 会